

トピックス
1. 心機一転
2. お知らせ



福留経営労務管理事務所  
 姫路龍馬会  
 社会保険労務士・行政書士  
 福留章

# 龍馬通信

No. 83

2024年11月号

事務所外装工事が完了しました！



大きな看板も設置されました！  
 お近くに来られた際には是非チェックしてみてください！



屋上の防水工事も無事に完了しました。

ちょうど雨上がりだったので  
きれいになった床と青空に  
秋の風が気持ちよかったです 😊

事務所北側には姫路バイパスが  
通っています。



事務所南側には新幹線が  
通っています。

屋上からの景色です。



駐車場です。

# 心機一転

この言葉が  
今ほどしっくりと  
来ることはない  
他を探せば  
「苦難は幸福の門」

来年には喜寿を迎える  
年相応に 身も心も  
きしむ音が聞こえる

喪失感や脱力感  
後ろ向きの自分が見える

事務所ビルの改装が終った  
リフレッシュの象徴は外壁  
しっかりと若返った  
雨漏りも防水もしっかりと修繕した

仕事の的には  
受験講座（第一種衛生管理者）の復活  
セミナー依頼の急増  
外国人雇用について  
パワハラ防止について

息つく暇もなく  
情報の収集と 学びの毎日  
そんな日々を慈しみながら  
過行く時を 愛しんでいる

悲しみはあきらめに  
あきらめは思い出に  
やがて思い出は 記憶の彼方で  
幻となる

「心機一転」の  
コンセプトは3つ  
夢 アイディア 情熱

何かのCMみたいだが  
今の私に ぴったり

受験講座に追加して  
労働局長の登録を得て  
「安全衛生推進者」講習会の開催

赤い風船ではなく  
しなびた風船だが  
まだ低空飛行の力はある

夢だけは持ち続けたい

季節は秋  
人生の4コーナーをまわって  
ホームストレッチ

最後の力を振り絞って  
経験とアイデアを駆使して  
仕事に邁進する

押しつぶされそうな  
自分に向かって言う  
「心機一転」と・・・

2024. 10. 30

## ～ 協会けんぽから届いた資格情報のお知らせについて ～

協会けんぽより「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）が令和6年9月より順次発送となっております。「①マイナンバー下4桁の記載のあるお知らせ」を受け取った方は、ご自身のマイナンバーと相違がないかをご確認ください。万が一、マイナンバーに誤りがあった場合は協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルまでご連絡ください。

お問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369（ナビダイヤル） ※土日祝年末年始除く

※一部IP電話等で繋がらない場合は、各協会けんぽ支部にお問い合わせください。

「②マイナンバー下4桁の記載のないお知らせ」を受け取った方は、同封されている「マイナンバー登録申出書」に必要事項を記載の上、ご提出をお願い致します。

送付対象者	加入者全員
送付時期	加入時期に応じて2回に分けて発送 1回目：令和6年6月7日時点の加入者の方を対象に 令和6年9月9日～令和6年9月30日に発送済み
	2回目：令和6年6月8日～令和6年11月29日時点の加入者の方を対象に 令和7年1月22日～令和7年2月3日に発送予定

現在、6月7日時点で加入の方にはお知らせが送付済みですが、それ以降に資格取得された方や、6月8日以降に何らかの理由により氏名変更等があった方について、保険証は届いていても資格情報のお知らせは届いていないままになっているかと思えます。対象の方については2回目の発送で発送予定となっておりますので、ご確認をお願い致します。

### 【Q&Aで解説！】

Q. 資格情報のお知らせはどんなときに使うの？

A. 病院や薬局で、カードリーダーの不具合等でマイナ保険証が使えない時に窓口で提示すれば、保険資格の証明になり、保険診療を受けることができます。

Q. 「資格情報のお知らせ」だけで保険診療を受けられるの？

A. マイナ保険証と一緒に提示しないと使用することができません。トラブル等があった時の補助書類という位置付けです。

## ～ 12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります ～

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了となり、健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカードで医療機関を受診していただく仕組みに移行します。※現在お持ちの健康保険証については令和7年12月1日まで使用することができます。健康保険証は退職日まで有効です。

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書（＝現行の保険証の代わりになるもの、有効期間は発行から最大5年）」で医療機関を受診することができます。

令和6年12月2日以降に新たに被保険者や被扶養者になる方で資格確認書（＝現行の保険証の代わりになるもの、有効期間は発行から最大5年）が必要な方は、資格取得届、異動届をご提出の際に「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックを入れてください。

※資格確認書は現行の保険証と同じく、退職時には回収が必要になります。